

環水大大発第 1905145 号
令和元年 5 月 1 4 日

各 都道府県 }
政令市 } 大気環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局

大気環境課長

自動車環境対策課長

大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアルに係る
精度管理解説の作成及び一部改訂について（通知）

大気環境行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の成分分析の実施については、平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」に基づき、「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン（平成 23 年 7 月 29 日環水大大発 110729001 号）」を策定し、大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル（以下「成分測定マニュアル」という。）に基づいて実施することとしています。

成分測定マニュアルについては、成分測定用微小粒子状物質捕集法他 7 つの測定方法及び分析方法を示しているところです。

今般、新たに成分測定に係る精度管理解説を策定するとともに、成分測定マニュアルの一部を改訂したので通知します。

今後も、都道府県及び政令市においては、PM2.5 の成分分析の実施に万全を期されるようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

問合せ先

環境省水・大気環境局大気環境課

担当：上尾・工藤・山田

TEL：03-5521-8294

E-MAIL：CHOSA_TAIKI@env.go.jp